



福岡医発第2145号(地)

平成23年 1月28日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公 印 省 略)

国民健康保険および後期高齢者医療制度
における診療報酬の支払早期化について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会においては、本年度に入り平成23年4月1日以降の「出産育児一時金制度のあり方」について議論が行われております。その議論の中で出産育児一時金の支払早期化を検討するにあたり、通常診療報酬の支払早期化を含めた議論の提案がなされ、同部会において検討されてきたものであります。

これを受けて、厚生労働省においては、診療報酬の支払事務に関する調査を行い、その結果を踏まえ、支払早期化に対応した事務処理および資金繰りの流れについて検討を進め、今般、次のとおり国民健康保険および後期高齢者医療制度において、診療報酬の支払早期化が図られることとなっております。

つきましては、貴会におかれましても下記の点にご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、その他被用者保険につきましては、関係機関と調整中とのことであります。

記

【国民健康保険および後期高齢者医療制度における診療報酬の支払早期化】

① 平成23年9月診療分(医療機関等からの平成23年10月請求分)から実施

② 医療機関等への診療報酬の支払は、原則として、診療翌々月の20日まで
(従来、診療翌々月の25日～末日)

③ 診療報酬の支払早期化は、電子レセプトの届出を行った医療機関等のみ対象とする

- ・ 従来、20日より前に医療機関へ支払を行っていた国民健康保険連合会については、紙媒体のレセプトについても、従来どおりの支払とする。
- ・ 出産育児一時金の直接支払制度による請求については、各月25日請求の正常分娩分および各月10日請求の異常分娩分(電子・紙)を早期化。

平成 23 年 1 月 21 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

国民健康保険および後期高齢者医療制度
における診療報酬の支払早期化について

厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会においては、本年度に入り平成 23 年 4 月 1 日以降の「出産育児一時金制度のあり方」について議論を行ってまいりました。その議論の中で出産育児一時金の支払早期化を検討するにあたり、通常診療報酬の支払早期化を含めた議論の提案があり、同部会において検討してきたものであります。

これを受けて、厚生労働省においては、診療報酬の支払事務に関する調査を行い、その結果を踏まえ、支払早期化に対応した事務処理および資金繰りの流れについて検討を進め、今般、次のとおり国民健康保険および後期高齢者医療制度において、診療報酬の支払早期化が図られることとなりました。なお、その他被用者保険につきましては、関係機関と調整中とのことであります。

【国民健康保険および後期高齢者医療制度における診療報酬の支払早期化】

- ① 平成 23 年 9 月診療分（医療機関等からの平成 23 年 10 月請求分）から実施
- ② 医療機関等への診療報酬の支払は、原則として、診療翌々月の 20 日まで
（従来、診療翌々月の 25 日～末日）
- ③ 診療報酬の支払早期化は、電子レセプトの届出を行った医療機関等のみ対象とする
（
 - ・従来、20 日より前に医療機関へ支払を行っていた国民健康保険連合会については、紙媒体のレセプトについても、従来どおりの支払とする。
 - ・出産育児一時金の直接支払制度による請求については、各月 25 日請求の正常分娩分および各月 10 日請求の異常分娩分（電子・紙）を早期化。）

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・診療報酬の支払早期化について
（平 23. 1. 17 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課）
（平 23. 1. 18 事務連絡 厚生労働省保険局高齢者医療課）

事 務 連 絡
平成23年1月17日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

診療報酬の支払早期化について

平素より国民健康保険の運営に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

診療報酬の支払早期化につきましては、平成22年9月8日の社会保障審議会医療保険部会において議題として挙げられ、同年11月15日の同部会において直近の検討状況を報告しているところです。

国民健康保険における対応については、平成22年10月7日付け事務連絡「診療報酬の支払事務に関する調査について（依頼）」にて各市町村保険者での診療報酬請求に係る支出命令の決裁やその資金繰り等についての実態調査を行い、ご回答頂いた結果を踏まえ、支払早期化に対応した事務処理及び資金繰りの流れについて検討を進めてまいりました。（なお、国民健康保険組合につきましては、平成23年1月6日付け事務連絡で実態調査を依頼しているところです。）

その結果、国民健康保険における診療報酬の支払早期化につきましては、①平成23年9月診療分（平成23年10月の医療機関等からの請求分）から実施し、②医療機関等への診療報酬の支払は、原則として、診療翌々月の20日までとし、③電子レセプトの届出を行った医療機関等のみを対象とすることとなりました。

（注）従来20日より前に医療機関へ支払を行っていた国民健康保険団体連合会については、紙媒体のレセプトについても、従来通りの支払いとします。

（注）出産育児一時金の直接支払制度による請求については、各月25日請求の正常分娩分（電子）及び各月10日請求の異常分娩分（電子・紙）を早期化。

診療報酬の支払早期化の実施に向け、支出に係る決裁スケジュールやその資金繰りなど、貴管内保険者において調整が必要な場合があると考えられますので、別添のスケジュール案を参考に、貴管内保険者及び国民健康保険団体連合会への指導をお願い致します。なお、調整の進捗につきまして、2月中旬頃に聴取を予定しておりますので、併せて宜しくお願い致します。

担当：厚生労働省保険局 国民健康保険課 企画法令係 指導調査係 電話：03-5253-1111（代表） 内線 3258(企画法令係) 3265(指導調査係)

事 務 連 絡

平成23年1月18日

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中

都道府県後期高齢者医療主管課（部） 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

診療報酬の支払早期化について

平素より後期高齢者医療制度の運営に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

診療報酬の支払早期化につきましては、平成22年11月15日の社会保障審議会医療保険部会において直近の検討状況を報告しているところです。

後期高齢者医療制度における対応については、平成22年10月15日付け事務連絡「診療報酬の支払事務に関する調査について（依頼）」及び平成22年12月13日付け事務連絡「診療報酬の支払早期化に関する調査（依頼）」にて、各後期高齢者医療広域連合での診療報酬請求に係る支出命令の決裁やその資金繰り等についての実態調査を行い、ご回答頂いた結果を踏まえ、支払早期化に対応した事務処理及び資金繰りについて検討を進めてまいりました。

その結果、後期高齢者医療制度における診療報酬の支払早期化につきましては、①平成23年9月診療分（平成23年10月の医療機関等からの請求分）から実施し、②医療機関等への診療報酬の支払は、原則として、診療翌々月の20日までとし、③電子レセプトの届出を行った医療機関のみを対象とすることとなりました。

後期高齢者医療広域連合におかれましては、診療報酬の支払早期化の実施に向け、支出に係る決裁スケジュールの検討や、資金繰りに係る管内市町村との調整が必要な場合があると考えられますので、別添のスケジュール案を参考に、内部における検討及び管内市町村との調整をお願い致します。また、都道府県におかれましては、後期高齢者医療広域連合の資金繰りが円滑に行われるよう、管内市町村との調整をお願い致します。なお、貴管内における調整の進捗につきまして、2月上旬頃に聴取を予定しておりますので、併せて宜しくお願い致します。

担当：厚生労働省保険局高齢者医療課

企画法令係 金子

電話：03-5253-1111（代表、内線3196）

E-mail：kaneko-tadashi@mhlw.go.jp

【別添】

診療報酬の支払早期化のスケジュール（平成23年度・案）

診療月
医療機関から
連合会への
請求月
保険者から
連合会への
支払月

○ 保険者が請求書を受理する日
★ 保険者から連合会への納付期日
◆ 連合会から医療機関への支払日

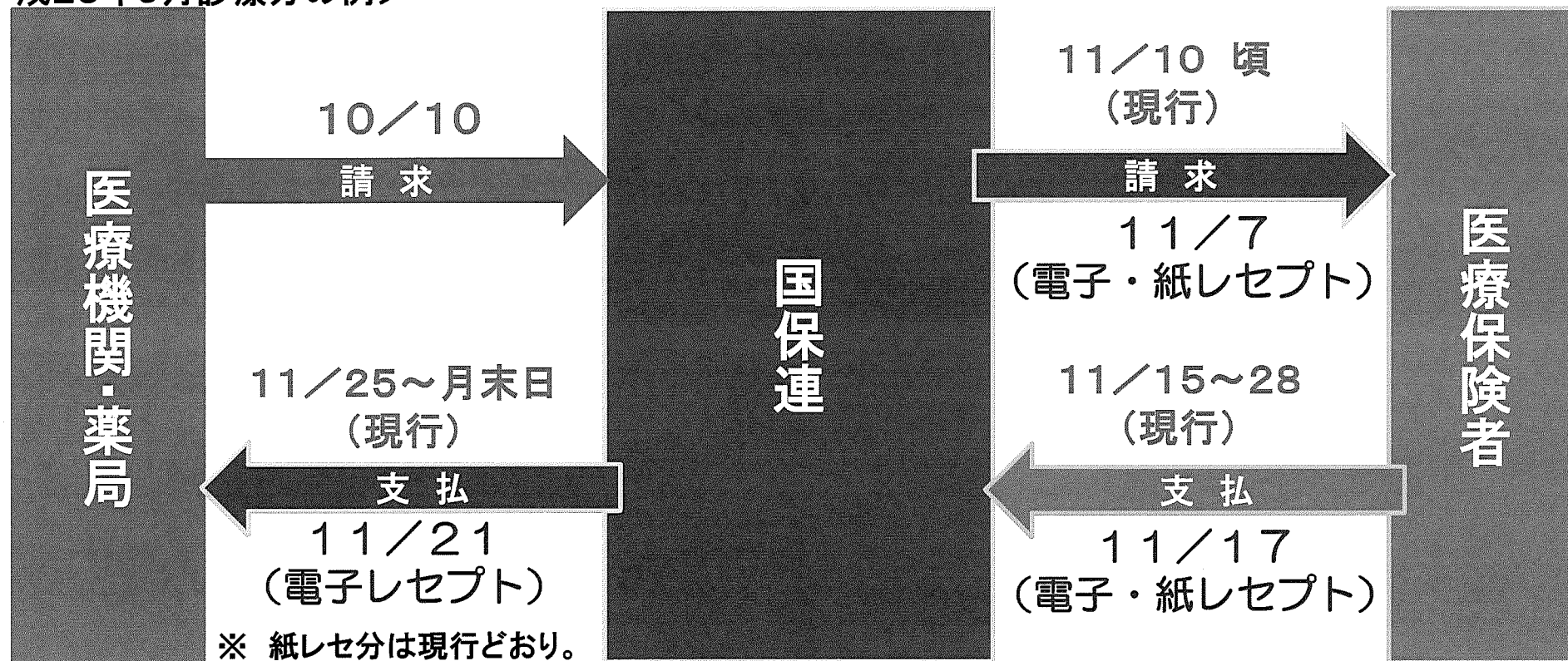
9月	10月	11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
			火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
									○										★				◆	
10月	11月	12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
			木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
								○										★				◆		
11月	12月	1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
			日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
							○												★			◆		
12月	1月	2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
			水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
							○											★				◆		
1月	2月	3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
			木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
							○											★				◆		
2月	3月	4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
			日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
							○												★			◆		

【参考】

診療報酬の支払いの早期化について

- 平成23年度10月から、国保連から医療機関等への支払い日については、原則として、診療翌々月の20日までとする。
- その際、医療機関等に対してレセプト電子化のインセンティブを与えるため、支払いの早期化を行うのは、電子レセプトの届出を行った医療機関等のみとすること。
 - (注) 従来から20日より前に医療機関等へ支払いを行っていた国保連については、紙媒体のレセプトについても、従来通りの支払いとする。
 - (注) 出産育児一時金の直接支払制度による請求については、各月25日請求の正常分娩分(電子)及び各月10日請求の異常分娩分(電子・紙)を早期化。
- 昨年行った調査では、診療翌々月の20日までの支払早期化について、市町村国保保険者の約1割と、15程度の広域連合が資金繰り等について問題あり、と回答しているが、今後、各都道府県内の国保保険者が対応できるよう、調整することが必要。

<平成23年9月診療分の例>



(注) 支払いは原則20日だが、平成23年11月20日は休日のため、21日の支払いとなる。